

大和高田市文化会館施設使用料等徴収事務委託契約書(案)

大和高田市（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、大和高田市文化会館総合管理等業務委託契約（以下「総合管理等業務委託契約」という。）第18条の規定に基づき、大和高田市文化会館施設使用料等の徴収事務について次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（徴収の範囲）

第1条 乙は、次の各号に掲げる事項について、大和高田市文化会館総合事務室での料金の徴収事務を行う。

- （1） 大和高田市文化会館施設使用料
- （2） 大和高田市文化会館附属設備使用料

（履行期間）

第2条 大和高田市文化会館施設使用料等徴収事務委託契約（以下、「徴収事務委託契約」という。）の履行期間は、総合管理等業務委託契約と同期間とする。

（領収書の発行）

第3条 使用料等の受領における領収書は、甲の定めた領収書に、第11条に定める領収印を押印し、発行する。

（使用料等の収納方法）

第4条 徴収した使用料等は、施設使用料等徴収事務仕様書（以下、「徴収事務仕様書」という。）に基づき、領収日の内に担当者へ引き渡す。

2 やむを得ない事情等で領収日に引き渡すことのできない場合は、翌日に引き渡すことができる。

（収納金の報告）

第5条 収納金の報告は、徴収事務仕様書に基づき報告する。

（収納金の保管）

第6条 収納金の保管は、金銭登録機による保管とする。ただし、第4条第2項により翌日に引き渡す場合は、乙の責任を持って保管する。

（釣り銭資金）

第7条 徴収事務に必要な釣り銭資金は、乙の責任において準備及び保管する。

（損害賠償）

第8条 乙は、現金又は物品を故意若しくは過失により紛失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（徴収員証）

第9条 甲は、乙の徴収事務従事者（以下「従事者」という。）に対して大和高田市文化会館施設使用料等徴収員証（別記様式。以下「徴収員証」という。）を交付する。

2 従事者は、前項の規定により交付された徴収員証を職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3 従事者は、契約期間が満了したとき、又は、契約が解除されたときは、直ちに徴収員証を返還しなければならない。

(委託手数料)

第10条 委託手数料は、総合管理等業務委託契約の契約代金を含む。

(委託事務に使用する印鑑の届出)

第11条 徴収事務に使用する印鑑は、乙が作成し、甲に届け出たうえで、その承諾を受けなければならない。

(委託契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 総合管理等業務委託契約が解除されたとき。
- (2) 徴収事務委託契約に違反したとき。
- (3) 故意又は過失により、甲に損害を与えたとき。
- (4) 徴収事務上の不正があったとき。
- (5) その他甲が不相当と認めたとき。

2 前項の契約の解除は、文書により通知するものとする。

(契約解除に係る損害賠償)

第13条 第12条第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は甲が受けた損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 乙(従事者を含む。以下この条において同じ。)は、委託業務の処理にあたり、直接間接に知り得たことについていかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 乙は、甲から提出された資料その他関係資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸し出してはならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)を遵守しなければならない。

4 第1項、第2項及び第3項の規定は、契約期間の満了時においても同様とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約は、総合管理等業務委託契約に基づくものであるから、定めのない事項については総合管理等業務委託契約に準ずる。いずれの契約にも定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決を図るものとする。

(罰則)

第16条 委託を受けた事務に関して知り得た個人情報を漏らしたものは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)の規定に基づき、罰則に科するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

甲 大和高田市大字大中98番地4

大和高田市

大和高田市長 堀内大造

乙